

70~74歳の小松島市国民健康保険(市国保)加入者の方へ 新しい高齢受給者証は7月末までにお届けします

市保険年金課では、70歳から74歳までの方に国民健康保険高齢受給者証を交付しています。

高齢受給者証には、窓口負担の割合が記載されていますので、医療機関などで診察・治療を受けるときは、国民健康保険被保険者証と一緒に高齢受給者証も医療機関の窓口にも必ず提示してください。

毎年8月に高齢受給者証を更新します

年に1回(毎年8月1日)、高齢受給者証を更新します。所得判定後の新しい高齢受給者証は7月末までに世帯主宛に郵送します。

70~74歳の方の窓口負担割合

70歳から74歳までの方の窓口負担割合は2割ですが、現役並み所得の方は、3割負担となります。



【お問い合わせ先】

市保険年金課国保担当(市役所1階⑤番窓口)
☎32・2113 / FAX 35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

小松島市国民健康保険(市国保)加入者の方へ 特定健診を受けましょう

日本人の死亡原因の約6割は生活習慣病とされています。特定健診は、その生活習慣病に深くかかわる内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健診です。ご自身の生活習慣病発症リスクなどを確認する機会として、年1回の特定健診を受けましょう。

【対象者】

40歳から74歳までの市国保加入者の方(6か月以上入院されているなど、一定の条件にあてはまる方を除く。)

※対象者の方にはみどり色の封筒に入った受診券を6月下旬ごろに郵送しています。

※市国保以外の医療保険加入者は、それぞれ加入されている医療保険者に確認してください。

【受診方法】

受診券と同封してお送りする実施医療機関一覧表に記載されている医療機関に、**受診券・国民健康保険被保険者証・自己負担金1,000円**をご持参のうえ受診してください。

なお、予約が必要な場合がありますので医療機関に直接確認してください。

【検査項目】

問診、身体測定、血圧測定、血液検査(肝機能、血中脂質、血糖、腎機能、尿酸)、尿検査

【受診期間】 12月31日(火)まで

ただし、昭和19年10月1日から昭和20年3月31日生まれの方は、**9月30日(月)まで**に受診してください。

特定保健指導

特定健診の結果から動脈硬化の危険因子(肥満・高血圧・高血糖・脂質異常)の数や喫煙・年齢に応じて、「動機づけ支援」「積極的支援」に判定された特定保健指導該当者に、市保健センターから特定保健指導の案内通知をお送りします。

案内通知が届いた方は、保健指導を活用し、生活習慣の見直し・改善をしてみましょう。

【お問い合わせ先】

市保険年金課国保担当(市役所1階⑤番窓口)
☎32・2113 / FAX 35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.
i-tokushima.jp